

年 月 日 税務署長 市町村長 殿		退職所得の受給に関する申告書 退 職 所 得 申 告 書		支払者受付印	
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒 700-0975 岡山市北区今二丁目2番1号		あなたの 氏 名 現 住 所 その年1月1 日現在の住所	⑩
	名 称 (氏名)	岡山県市町村総合事務組合			

A	このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)						
	① 退職手当等の支払を受けること となった年月日		年 月 日		③ この申告書の提出先から 受ける退職手当等について の勤続期間		自 年 月 日 年
	② 退職の区分等	一般 ・ 障害	生活 扶助	の 有 ・ 無	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日 年
					うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日 年

B	あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。						
	④ 本年中に支払を受けた他の 退職手当等についての勤続期 間		自 年 月 日 年		⑤ ③と④の通算勤続期間		自 年 月 日 年
	うち特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日 年	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日 年	
					うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日 年

C	あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。						
	⑥ 前年以前4年内(その年に確 定拠出年金法に基づく老齢給付 金として支給される一時金の支 払を受ける場合には、14年内)の退職 手当等についての勤続期間		自 年 月 日 年		⑦ ③又は⑤の勤続期間のう ち、⑥の勤続期間と重複して いる期間		自 年 月 日 年
	④ うち特定役員等勤続 期間との重複勤続期間	有 無	自 年 月 日 年	④ うち特定役員等勤続 期間との重複勤続期間	有 無	自 年 月 日 年	

D	A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。						
	⑧ Aの退職手当等について の勤続期間(③)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間		自 年 月 日 年		⑩ ③又は⑤の勤続期間のう ち、⑧又は⑨の勤続期間だけ からなる部分の期間		自 年 月 日 年
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日 年	⑩ うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日 年	
					⑨ Bの退職手当等について の勤続期間(④)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間		自 年 月 日 年
					⑨ ⑦と⑩の通算期間		自 年 月 日 年
					⑪ ④ うち ④と⑩の通算期間		自 年 月 日 年

E	B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。								
	区分	退職手当等の支払を受けること となった年月日	収 入 金 額 (円)	源 泉 徴 収 税 額 (円)	特 別 徴 収 税 額 市町村民税 (円)	道府県民税 (円)	支 払 を 受 け た 年 月 日	退職 の 区 分	支 払 者 の 所 在 地 (住所)・名称(氏名)
	一般	・ ・					・ ・	一般 障害	
	特定 役員	・ ・					・ ・	一般 障害	
C		・ ・					・ ・	一般 障害	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。

3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

申告書の書き方

- 「①」欄には、退職年月日（会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日）を記載します。
- 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、（ ）内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
- 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数（1年未満の端数は切上げ）を記載します。

この場合、勤続期間は、原則としてその支払者のもとで引き続き勤務した期間（その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。）によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間によります。

- その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
- 一時他に勤務していたなどのため、その支払者のもとでの勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間（一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限りです。）
- 他に勤務していた期間（その支払者のもとで勤務しなかった期間に限りです。）で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間

また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等^(※)に係る勤続期間（以下「特定役員等勤続期間」といいます。）の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数（1年未満の端数切上げ）を記載します。

さらに、内書として、この特定役員等勤続期間と一般退職手当等に係る勤続期間（以下「一般勤続期間」といいます。）の重複の有無、有に場合は、その重複期間及びその年数（1年未満の端数切上げ）を記載します。

※1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

2 役員等とは次に掲げる人をいいます。

- イ 法人税法第2条第15号に規定する役員
- ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ハ 国家公務員及び地方公務員

- 「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記3の方法で計算して記載します。また、内書は、上記3(3)「③」欄の内書に倣い記載します。
- 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年未満の端数切上げ）を記載します。また、内書は、上記3(3)「③」欄の内書に倣い記載します。
- 「⑥」欄には、前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）に支払を受けた退職手当等（以下「4年内の退職手当等」といいます。）がある場合に、その4年内の退職手当等についての勤続期間を記載します。

ただし、4年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その4年内の退職手当等の収入金額に応じ、その4年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数（小数点以下の端数切捨て）に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

4年内の退職手当等の収入金額	算 式
800万円以下の場合	その収入金額÷40万円
800万円を超える場合	(その収入金額－800万円)÷70万円+20

- 「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「⑧」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。
- 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間（上記3の(1)又は(3)の期間（(3)の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限りです。））とその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間及びその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。
- 「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。また、「㊟」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間及びその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。
- 「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。また、「㊿」欄には、「㊿」欄と「㊿」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。